

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

February 2023



EY Taiwan JBS NEWSLETTER - February 2023 -

台湾における個人所得税の基本
事項及び留意事項～2022年度分
の申告に向けて～



本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ はじめに

今回は、台湾における個人所得税の申告にあたり、注意すべきポイントと基本的概要を整理します。

台湾では、日本における年末調整の制度はありません。そのため、暦年（1月1日～12月31日）を課税対象期間として、その翌年の5月に必ず申告納付を行う必要があります。

この申告にあたり、誰がどこまで申告の対象となるのか、留意点を示すとともに、台湾の個人所得税申告の基本を理解できるように整理しました。また、個人所得税に関連して、外国人に適用される租税優遇についてもまとめています。

2022年度分の申告期限が近づいておりますが、申告対象者や優遇税制などについて疑問またはご懸念等ございましたら、弊所または顧問会計士までお問い合わせください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 日本からの出張者など、台湾駐在員等の台湾居住者でなくとも台湾にて個人所得税の申告が必要となるケースについて
- ▶ 台湾居住者のうち、例えば日本で発生した台湾国外の所得はどのように扱うか
- ▶ 台湾において確定申告が必要となった場合の税額計算（2022年度に適用される改定後の税率を含む）
- ▶ 外国特定専門人材に対する大きな租税優遇

台湾にて個人所得税の申告が必要となるケースについて

台湾における
個人所得税のPOINT台湾非居住者(出張者など)であっても、
台湾に90日超滞在した場合は申告が必要

申告対象者の整理

まず、台湾の個人所得税は、原則、暦年(1月1日～12月31日)を対象に翌年5月までに納税・申告を行う必要があります。

そして、台湾の個人所得税において特に注意が必要なことは、台湾外からの出張者などの台湾非居住者であっても、台湾における滞在日数が90日を超える場合、個人所得税の申告が必要になる点です。税務当局にて、入出境の情報を取得することが可能であり、出張者等の申告漏れについて後で指摘されたケースもありますのでご注意ください。

台湾の滞在日数に応じた申告及び課税内容の整理は以下の通りとなります。

台湾 滞在日数/年	ポイント
～90日	▶ 台湾からの支払がある場合のみ、源泉徴収による納税が必要
91日～182日	▶ 申告が必要となる ▶ 台湾内払いの給与所得の場合、税率は原則一律18% ▶ 台湾外払いの場合も申告が必要だが、租税協定による免税の可能性(※後述)もある
183日以上	▶ 台湾居住者の扱いとなる。 ▶ 申告が必要な他、申告時に適用される税率は累進税率(次ページ)となる。 ▶ 但し、一定の免税額や控除額がある

※ 租税協定の適用について

日台租税協定を適用する場合、勤務地課税の原則が適用され、台湾において提供した役務に対して取得したすべての報酬について、台湾において課税がなされます。但し、日本の個人居住者の台湾内における役務提供により取得した報酬が、下記各項目の規定に合致する場合、日本で課税され、台湾では免税となります。

- ▶ 当該所得者が暦年度中の開始または終わりのいずれか12カ月の期間内にて、台湾における継続滞在または合計滞在日数が183日を超過しない場合
- ▶ 当該報酬が、台湾の雇用主により給付、または代表雇用主、あるいは、当該雇用主の台湾内の恒久的施設または固定場所より給付されるものではない場合

なお、租税協定の免税にあたっては、個人所得税の申告とともに税務当局の審査を経ることになります。審査は相当程度厳格であり、証憑類の提出の他、説明を求められることも多くあります。また、この審査にあたって、台湾出張の目的や業務の内容についても問われることがあり、場合によっては他の税務リスクが生じる可能性があります。免税の適用にあたっては、会計事務所に相談されることをお勧めします。

申告が必要となる場合のSTEPと一般留意事項

申告STEP



STEP1 何が所得に含まれるか？台湾外の給与以外の所得がある場合には？

台湾において支給された給与や獲得した所得は、基本的に課税所得となります。また、台湾駐在員については、台湾外払いの給与があった場合も、台湾での勤務の対価とされるため、その全額が台湾課税所得となります。

台湾外において、給与以外の所得があった場合（例えば不動産賃貸収入など）、後述の代替ミニмум・タックス制度について検討する必要があり、他の所得と合わせて一定金額を超える場合には、台湾での課税対象となります。

代替ミニмум・タックス制度とは

個人に対する代替ミニмум・タックス制度は、海外所得など、実際には多額の所得がある台湾の納税義務者について、納税額が僅少となる不均衡を是正することが目的となっています。

具体的には、台湾居住者のうち、基本所得額が670万元を超える場合に対象となり、STEP3までで計算される通常の個人所得税額とどちらか大きい方を納税することになります。

基本所得額の対象と計算方法は以下の通りです。

項目	内容
基本所得の対象	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 台湾外で支払いの給与について台湾滞在日数に基づき台湾所得に算入された部分を控除した金額 ▶ 台湾外での受取配当金、利子所得、不動産賃貸収入、退職金、財産取引所得（例、株式、不動産売買によるもの）等 ▶ その他特定保険給付などの非課税所得
基本所得額の計算方法	前述のSTEP1及びSTEP2により免税額及び控除額を差引後の所得純額に上記の基本所得の該当項目を加算する
基本税額の計算方法	$(\text{基本所得額} - \text{NTD670万元}) \times 20\%$

申告が必要となる場合のSTEPと一般留意事項(続)

申告STEP



STEP2 免税・控除項目について

台湾では、納税者本人、配偶者、及び扶養親族がいる場合、それぞれにおいて免税額が定められており、課税所得から減額することができます。2022年分の申告では各免税額共にNTD92,000元となっています。

例：既婚者で、扶養親族が2人いる場合

本人92,000元＋配偶者92,000元＋扶養親族92,000元×2＝368,000元

その他、満70歳以上の納税者や配偶者及び扶養直系親族については、1人あたり138,000元の免税となります。

また、控除額として、以下のどちらか選択をして課税所得から控除することができます。

- ▶ 列挙控除：寄付金、保険料、医療費、災害損失、家賃など、実費相当を控除（但し、項目によっては限度額を有するものがある）
- ▶ 標準控除：単身NTD124,000元、配偶者がいる場合NTD248,000元の控除

さらに特別控除額として、所定の要件を満たす場合、給与所得特別控除、貯蓄性投資にかかる控除、就学前の児童にかかる控除など、該当項目がある場合に控除することが可能です。

また、税務当局は、毎年、個人基本生活費を公布しています。例えば戸籍全員（納税者本人、配偶者及びその扶養親族を含む）の基本生活費が税法に規定された免税額及び特定の控除項目を超過する場合、超過部分は基本生活費の差額として、課税所得より控除することが可能です。



申告が必要となる場合のSTEPと一般留意事項(続)

申告STEP



STEP3 台湾の個人所得税率及び滞在日数によるまとめ

税額の計算については、台湾滞在日数によって異なります。滞在90日を超える場合には台湾内払い時の源泉徴収に加え、確定申告が必要となります。

台湾滞在 日数/年	必要な対応			申告時の 免税・控除
	対応	台湾内払い/負担の給与所得	台湾外払い/負担の給与所得	
90日 以内	源泉 徴収	18%	不要(免税)	不適用
	確定 申告	不要	不要(免税)	
91日~ 182日	源泉 徴収	18%	不要	不適用
	確定 申告	18%	必要(※) 但し、租税協定による 免税申請の可能性	
183日 以上	源泉 徴収	▶ 5% または ▶ 源泉徴収税率表による	不適用	適用
	確定 申告	累進税率による課税(5%~40%)	必要(※) 累進税率による課税(5%~40%)	

※滞在日数按分に基づいて課税所得が計算されますが、滞在日数が300日以上の場合、按分計算が適用されません。

上表の通り、1暦年のうち183日以上台湾に滞在する場合、その税額の計算にあたっては、所得純額に応じた累進税率が適用されます。所得純額は「所得総額－免税額－控除額」にて計算され、該当する税率を乗じた金額から累進差額を差し引き、個人所得税総額が計算されます。2022年度に適用される税率及び累進差額は以下の通りです。

所得純額		税率		累進差額
0	~	560,000	x 5%	0
560,001	~	1,260,000	x 12%	39,200
1,260,001	~	2,520,000	x 20%	140,000
2,520,001	~	4,720,000	x 30%	392,000
4,720,001		以上	x 40%	864,000

申告が必要となる場合のSTEPと一般留意事項(続)

申告STEP



STEP4 納税と申告、及び罰則について

前ページの表の通り、滞在日数等に基づき、源泉徴収及び確定申告を行う必要がありますが、これを怠った場合や遅延・納付漏れについては罰則が定められています。

雇用主:台湾企業が給付した給与について、源泉徴収漏れや徴収不足があった場合、未徴収額や不足額について、期限内に追加で納税が必要な他、不足額と同額以内の過料が課される可能性があります。期限内に納税されない場合、さらに不足額の3倍以内の過料が課される可能性があります。

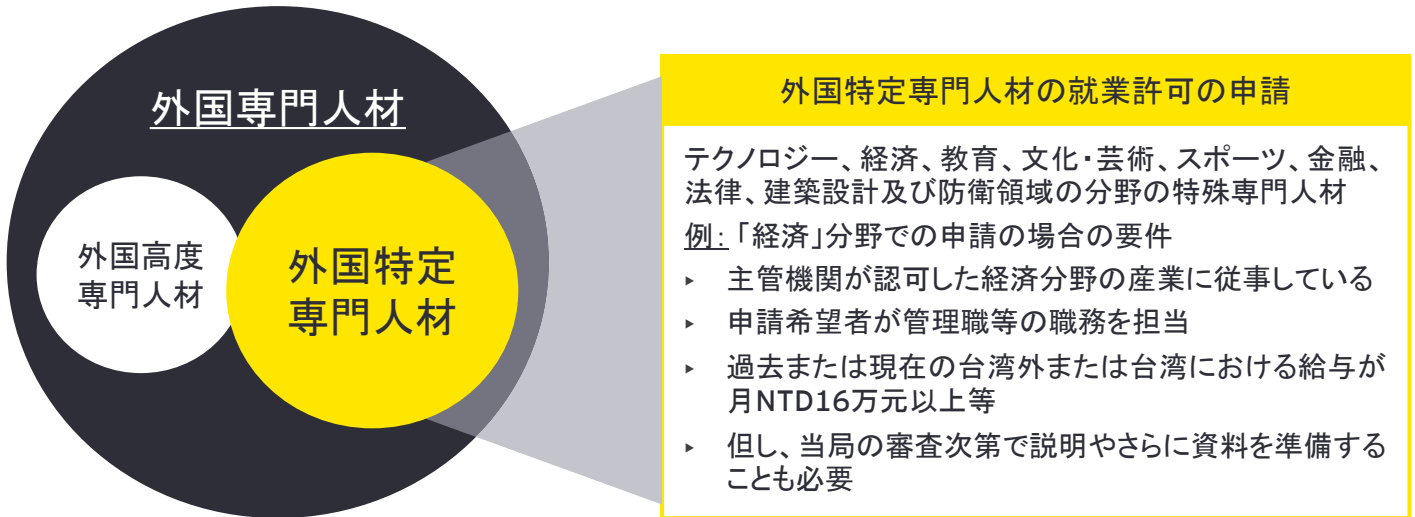
従業員:確定申告においても、期限を過ぎてからの申告に対する延滞金、申告漏れ及び過少申告の場合はその税額の2倍以内の過料、無申告の場合で税務当局により発覚した場合には当該発覚税額の3倍以内の過料が課される可能性があります。



外国特定専門人材にかかる租税優遇について

外国特定専門人材の概要及び基本条件

2018年に「外国專業人才延攬及僱用法(以下、本法)」が制定され、これまでの外国専門人材の他、外国特定専門人材及び外国高度専門人材の категорияが設けられました。外国高度専門人材は国際的表彰の受賞者など適用範囲が限られていますが、外国特定専門人材については、基本条件を満たすことでより大きな租税優遇があり、既に多くの外資企業の外国籍従業員に適用されています。



外国特定専門人材の租税優遇の条件と内容

外国特定専門人材にかかる租税優遇の条件は以下の通りです。

- ▶ 業務のために初めて台湾に居留すること
- ▶ 招聘前5年以内において、台湾における税務居住者ではないこと
- ▶ 台湾において一暦年内のうち183日以上居留し、かつ給与所得がNTD300万元超えること

外国特定専門人材にかかる就労許可を得ている場合、就労許可や居留証の有効期限の延長(最長3年→5年)、直系尊属の親族の訪台にかかる滞在ビザの有効期限の6カ月から1年への延長等のメリットがある他、台湾において初めて183日以上居留し、かつ給与所得NTD300万元を超過した年度より5年間(2021年に3年から5年に拡大)において、NTD300万元を超過した額の半額について課税減免という租税優遇が受けられます。

租税優遇の設例:

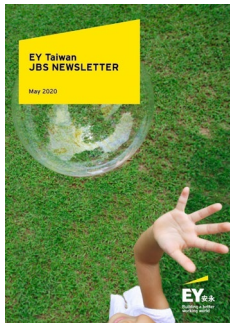
年間給与所得1,000万元の場合→課税所得350万元減少、税率40%とすると、最終的に年間の税額が140万元減少



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたりリモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法-ゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長
2022年4月	外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点
2022年3月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料)
2022年2月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上)
2022年1月	台湾における外国人に対する減税の検討-新旧制度把握

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2020年12月17日 2020年12月15日	台北 高雄	決算直前セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

People Advisory Service

劉惠雯 稅務服務部營運長
02 2757 8888 88858
heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 執行總監
02 2757 8888 67001
evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深經理
02 2757 8888 65121
grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 經理
02 2757 8888 67039
wendy.cy.lee@tw.ey.com

JBS

清本 雅哉 副總經理
02 2757 8888 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 協理
02 2757 8888 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

00912-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

